

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### (1) 健康や食を取り巻く環境の変化

わが国では、生活水準の向上や医学の進歩などにより、平均寿命が伸び世界有数の長寿国となりました。しかし、急速に高齢化が進むとともに、生活環境やライフスタイルの変化等によって、がん、脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病が増えてきました。その結果、壮年期の死亡や介護を必要とする人が多くなり、いかに健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）を伸ばすことができるかが重要となっています。

また、社会経済構造が大きく変化していく中で、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、食生活やそれを取り巻く環境が激変し、食習慣の乱れ、栄養の偏り、生活習慣病の増加、食の安心・安全の問題など、食をめぐる様々な問題が顕在化してきました。

そのような中、厚生労働省が令和2年に公表した平均寿命の調査結果において、沖縄県の女性は前回の平成27年調査時の7位から16位に、男性は36位から43位に順位を下げました。また、令和4年の人口動態調査によると、沖縄県における自然増減数（出生数と死亡数の差。差がプラスであれば出生数が死亡数を上回っている。）が明治32年の人口動態調査開始以来初のマイナスとなるなど、少子高齢化が深刻な問題となっています。

本町の令和2年における平均寿命は、前回調査時の平成27年と比較して、女性（87.5歳）は県内16位から順位を下げ、県内36位となり、男性（80.4歳）は前回37位から34位と順位を上げましたが、沖縄県平均（女性：87.9歳、男性80.7歳）を下回る状況となっています。

### (2) 健康づくりの推進に関する国や県の動き

#### 国の動向

国では、平成25年度から令和4年度にかけて「健康日本21（第2次）」に基づく健康づくりを推進し、令和3～4年に最終評価が行われました。その結果を踏まえ、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指して、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「個人の行動と健康状態の改善」、「社会環境の質の向上」、「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の4つを柱とする「健康日本21（第3次）」（計画期間は令和6年度～令和17年度）を策定しました。

### 沖縄県の動向

沖縄県では、平成26年3月に策定した「健康おきなわ21（第2次）に基づき、「早世の予防」及び「健康寿命の延伸」を図るとともに、「平均寿命日本一おきなわ」の復活を目指し、健康づくり施策を推進してきました。しかし、令和2年の沖縄県の平均寿命の全国男女ともに下がったことや、令和4年の労働者の有所見率が12年連続で全国最下位であるなど、長寿県としての地位の復活に向けた正念場を迎えています。

## （3）食育推進に関する国や県の動き

### 国の動向

国は、健康的な食生活の実践により、生涯にわたって健全な精神を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、平成17年に「食育基本法」を制定し、15年にわたって、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な関係者とともに食育を推進してきました。

令和3年には、社会のデジタル化や、国民の健康や食を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たに「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」の3つを重点事項に掲げた「第4次食育推進基本計画」（計画期間は令和3年度～令和7年度）が策定されています。

### 沖縄県の動向

沖縄県では、食育基本法第17条に基づき策定した「沖縄県食育推進計画～食育おきなわ うまんちゅ（万人）プラン～」（平成19年2月）に続き、第2次計画（平成25年3月）、第3次計画（平成30年3月）にわたって、食育の推進に関する施策の基本方針やその目標値を掲げ、多様な主体と連携して様々な施策に取り組んできました。

そこで、これまでの食育推進の成果や食をめぐる現状や課題を踏まえて、「健康長寿おきなわ」を支える健全な食生活の実現、豊かな食文化の継承・発展、地産地消等による食育の推進を目指し、本県の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として、「第4次沖縄県食育推進計画～食育おきなわ うまんちゅプラン～」を策定しました。

## （4）嘉手納町の健康づくり・食育推進について

本町は、健康づくり・食育についての施策を総合的かつ計画的に推進するための具体的行動計画として、「健康・食育かでな21（第2期嘉手納町健康増進計画・食育推進計画）」を策定し、健やか長寿のまちを目指して各取組を推

進してきました。

そして今回、前計画の期間終了に伴い、本町の健康づくり・食育を取り巻く社会環境の変化や、前計画に基づく取組の中で判明した成果や課題を踏まえて、「第2次健康・食育かでな21（第3期嘉手納町健康増進計画・第2次食育推進計画）」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

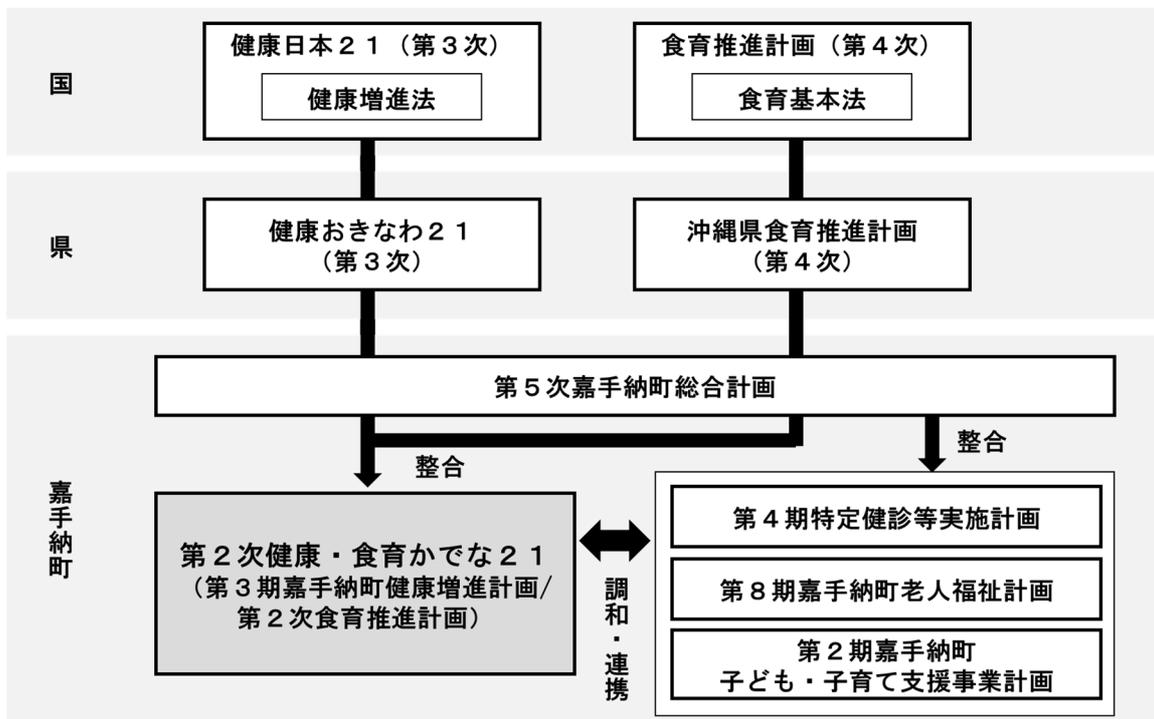
「第3期嘉手納町健康増進計画」は、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に位置づけるものです。

また、「第2次食育推進計画」は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画であり、健康増進計画と整合性を図り策定するものです。

本町では、この2つの計画を一体的に「第2次健康・食育かでな21」として策定することにより、健康づくりと食育の双方を、総合的かつ計画的に推進します。

また、国・県の上位計画や「第5次嘉手納町総合計画」との整合を図るとともに、「第4期特定健診等実施計画」など本町における関連する個別計画と調和・連携しながら、施策の推進を図ります。

【図：計画の位置づけ】



### 3 計画の期間

本計画は、上位計画である健康日本21（第3次）、健康おきなわ21（第3次）の計画期間を踏まえて、令和7年（2025）年度から令和18（2036）年度までの12年間の計画期間とします。

令和11（2029）年度に中間評価、令和18（2036）年度に最終評価を行います。

また、社会情勢の変化や制度改正などに対応するため、必要性が生じた場合には、それに応じて見直し・修正を行います。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
R7年度 (2025 年度)	R8年度 (2026 年度)	R9年度 (2027 年度)	R10年度 (2028 年度)	R11年度 (2029 年度)	R12年度 (2030 年度)	R13年度 (2031 年度)	R14年度 (2032 年度)	R15年度 (2033 年度)	R16年度 (2034 年度)	R17年度 (2035 年度)	R18年度 (2036 年度)
<div style="background-color: #555; color: white; padding: 5px; display: inline-block; border-radius: 10px;"> <b>12カ年計画 (令和7年度～令和18年度)</b> </div>											
				 町民アンケートの実施 (R11年度)						 町民アンケートの実施 (R17年度)	
				 中間評価 (R12年度)							 最終評価 (R18年度)

## 4 計画策定の進め方

本町では、以下の取組を通じて、本計画の策定にあたりました。

### (1) 各種統計資料の分析

本町の健康に関する「現状と課題」を明らかにするため、各種統計資料をもとに分析を行いました。

### (2) 健康と食に関する町民アンケート調査

町民の健康や食についての実態を把握し、本計画策定のための基礎資料を得ることを目的に、町民に対してアンケート調査を実施しました。

### (3) 庁内策定委員会

庁内関係各課の代表者で構成する「庁内策定委員会」を設置し、健康づくりや食育に関する現状や課題について話し合い、行政が行うべき取組みについて検討しました。

### (4) 健康づくり推進協議会

町長が委嘱する町民団体の代表者などで組織された「嘉手納町健康づくり推進協議会」において、本計画の審議を行いました。

## 5 計画の構成

本計画は、「健康増進法」第8条に基づく市町村健康増進計画と「食育基本法」第18条に基づく市町村食育推進計画を一体的に策定したものであり、健康づくり推進分野と食育推進分野を包括し、以下のような構成となっています。

【図：計画の構成イメージ】

第2次健康・食育かでな21		健康増進計画 に該当 	食育推進計画 に該当 
目次	第1章 計画の策定にあたって		
	第2章 嘉手納町の現状		
	第3章 前回計画の評価		
	第4章 第2次健康・食育かでな21		
	①第2次健康・食育かでな21の基本理念と計画体系		
	②健康増進計画		
	③食育推進計画		